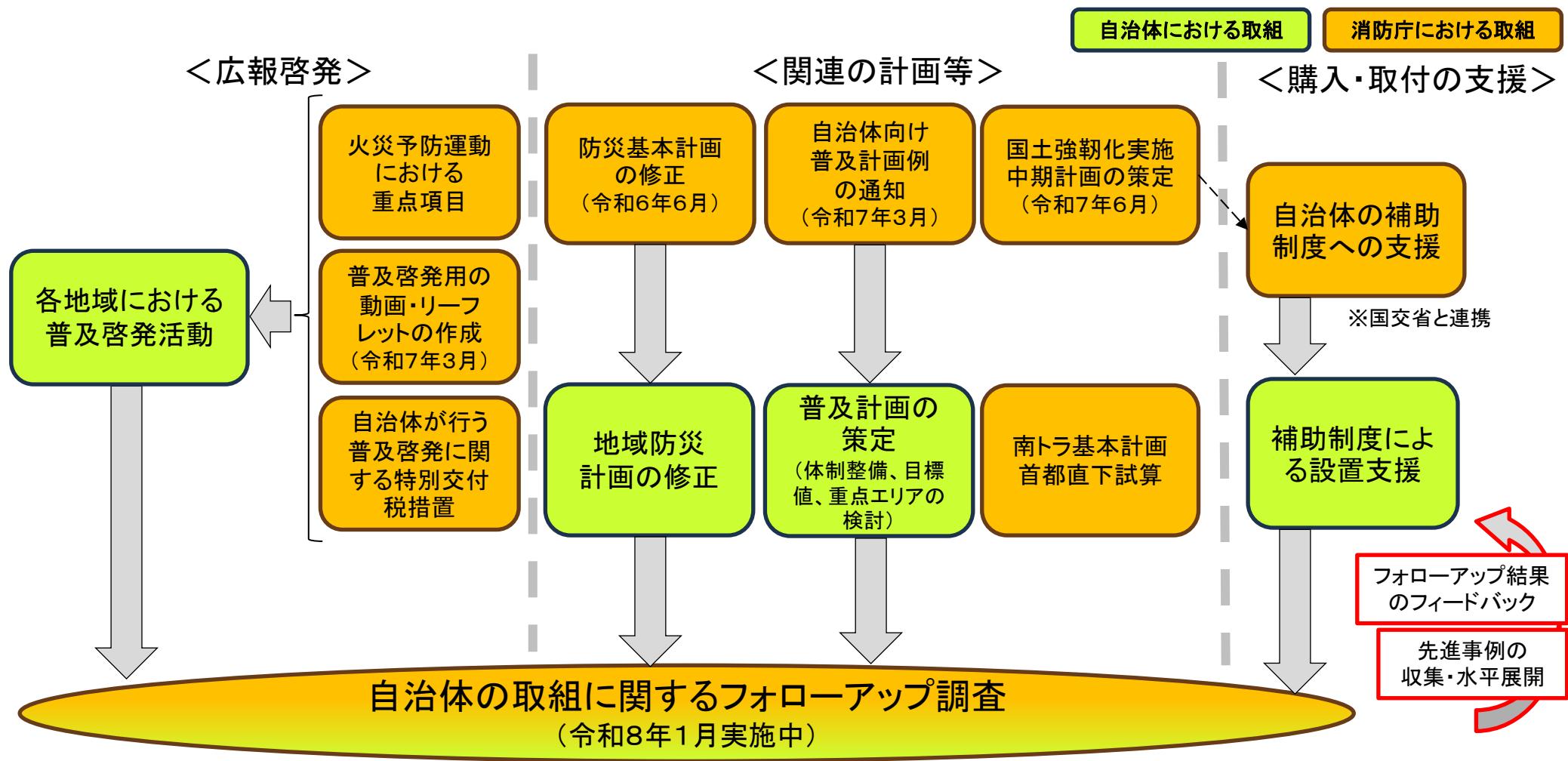


令和8年2月  
消防庁予防課

- 1. 消防庁における感震ブレーカーに関する主な取組の全体像(イメージ)**
2. 感震ブレーカーの普及推進に係る各取組状況
3. 自治体の取組に関するフォローアップ調査
4. 自治体における先進的な取組事例
5. 令和8年度の取組方針(案)

# 消防庁における感震ブレーカーに関する主な取組（全体イメージ）



## <検討体制>

住宅用火災警報器・感震ブレーカー設置・維持管理対策会議

住宅防火対策推進懇談会

関係省庁(内閣官房国土強靭化推進室・内閣府・消防庁・経済産業省・国土交通省)による連携

1. 消防庁における感震ブレーカーに関する主な取組の全体像(イメージ)
2. 感震ブレーカーの普及推進に係る各取組状況
3. 自治体の取組に関するフォローアップ調査
4. 自治体における先進的な取組事例
5. 令和8年度の取組方針(案)

# 広報啓発

# 全国火災予防運動における広報啓発

消防庁では、毎年、春と秋の2回に分けて、全国で火災予防運動を実施しており、各消防本部等において、火災予防広報を集中的に行っている。

今季の火災予防運動では全国的に感震ブレーカーの普及推進に関する広報活動を実施。

## 活動内容

地域のイベント等で、地震火災の危険性や電気火災に至る原因、電気火災を防止するための感震ブレーカーの特徴、必要性について広報・講演を実施。



京田辺市消防本部での感震ブレー  
カーレを展示した広報活動



袋井市消防本部での地震体験車を用  
いた感震ブレーカーの大型模型の展示



# 関係省庁と連携した感震ブレーカーの普及啓発

- 地震による電気火災対策と感震ブレーカーについて周知するリーフレットの作成
- 関係事業者と連携し自治体の補助制度に関するチラシを配布。

今すぐ対策を!

## 地震による 電気火災 対策を!

### 感震ブレーカー が効果的です!

東日本大震災における本震による火災全111件のうち、原因が特定されたものが108件。そのうち過半数が電気関係の出火でした。

※日本火災学会誌「2011年東日本大震災 火災等調査報告書」より作成

詳しくは裏面をご覧ください! ▶

【この資料に関する問い合わせ先】  
内閣府総務省消防庁 地震・火災リスク低減課  
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目1番2号  
TEL: (03) 5210-1121 ホームページ: <http://www.mext.go.jp>  
内閣府ホームページ: <http://www.bousai.go.jp/jishin/syoto/denkikasaitaisaku/index.html>

感震ブレーカーを設置して  
電気火災から「家」・「地域」を守ろう。



感震ブレーカーの設置促進に向けた取組の強化  
一関係省庁等が連携して取組を進めていきます

今般取りまとめられた「首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書」において、感震ブレーカー等の普及が進むことで、大規模地震が発生したときの焼失棟数を大幅に削減<sup>①</sup>できることが示されました。  
これを踏まえ、このたび関係する府省庁、地方公共団体、事業者等が連携し、感震ブレーカーの設置促進に取り組むことしました。

各省庁の取組は以下のとおりです。

#### 【経済産業省】

感震ブレーカーの普及を加速させるため、電気事業法に基づき、登録調査機関などが各家庭を訪問して電気設備から漏電していないかなどの調査(点検)を行う際、併せて、感震ブレーカーの概要や必要性などを冊子でお知らせする取組を令和7年度から開始しました。具体的には、消防庁や著しく危険な密集市街地の未解消地区へ感震ブレーカーの設置等にかかる補助事業を行っている地方公共団体の取組を後押しするため、著しく危険な密集市街地の未解消地区を有する地方公共団体(令和5年度末時点 15 市区)<sup>②</sup>で上記調査をする際、お住まいの自治体が行っている補助制度<sup>③</sup>のお知らせをしています。(写真参照)



#### 【総務省消防庁】

感震ブレーカーの普及推進に向け、自治体による普及啓発活動に関する費用については、特別交付税措置が講じられています。また、消防庁の令和7年度補正予算において、著しく危険な密集市街地の未解消地区を有する地方公共団体<sup>②</sup>が、当該市街地に居住する者に対して感震ブレーカーの購入・取付について計画的に支援する場合に、その費用に対し支援を行うこととなりました。

【5省庁によるプレスリリース】

【内閣府、消防庁、経済産業省合同リーフレット】

# 普及啓発動画の作成

感震ブレーカーの認知度の向上が必要であることを踏まえ、消防庁では、各消防本部等での普及啓発の際に使用できる動画の制作や、関係省庁と連携したチラシの作成・配布を実施。

## 動画内容の内容

感震ブレーカーの普及推進に向けて、基本的な事項を周知。

- ・地震により火災に至るメカニズム
- ・通電火災の発生する仕組み
- ・感震ブレーカーの仕組みと火災予防効果
- ・感震ブレーカー作動時の留意点

動画はこちら

[https://www.fdma.go.jp/relocation  
html/life/yobou\\_contents/materials/](https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/materials/)



令和6年度



感震ブレーカーには、様々な種類があります

令和7年度

電気火災を防ぐ、優れもの！

感震ブレーカーとは



感震ブレーカーにはいろんなタイプがあーる！



感震ブレーカー



だからこそ 今の状況を再(さい)確認♪

地震火災を防ぐため感震ブレーカーを設置しましょう

## 関連の計画等

# 各計画における感震ブレーカーに関する記載

## 「防災基本計画」（令和6年6月28日 中央防災会議決定）

第3編 地震災害対策編 第1章 災害予防 第3節 国民の防災活動の促進

2 防災知識の普及、訓練 （2）防災関連設備の等の普及

国〔消防庁〕及び地方公共団体は、住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、非常持出品等の普及に努めるものとする。

## 「国土強靭化年次計画2025」（令和7年6月6日国土強靭化推進本部 決定）

第2章各施策グループの推進方針等

1 – 2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防炎品、住宅用消火器等の普及を図る。  
また、電気に起因する火災の発生抑制のため、感震ブレーカー等の普及を加速させるとともに、特に危険性の高い木造密集市街地等について集中的な取組を行う。

## 第1次国土強靭化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）

第4章 推進が特に必要となる施策 （4）災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

1) 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の巨大地震対策の推進

②密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進

- 著しく危険な密集市街地の未解消地区（全国1,662ha（令和5年度末時点））を有する地方公共団体（全国15市区）のうち、感震ブレーカーの設置に係る計画で定めた目標をハード対策と一体的に達成した団体の割合 0%【R6】→100%【R12】

## 普及推進に関する計画

感震ブレーカーの普及推進に関する検討会における議論を踏まえ、令和7年3月28日付け「感震ブレーカーの普及推進に関する計画の策定について」(消防予第140号※)により、感震ブレーカーの普及推進について自治体において計画を策定する際にモデルとなる計画(例)及び計画策定時の留意事項について全国の自治体及び消防本部に対して通知。

※[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20250328\\_hukyusuishinkeikaku.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20250328_hukyusuishinkeikaku.pdf)

## 計画策定時の留意事項(通知より抜粋)

- 木造密集市街地や津波浸水想定区域等の出火・延焼危険性が高い地域については、重点エリアとして優先的に設置を進めることが必要であり、地域単位で面的に感震ブレーカーの普及を進めることが重要である。
- 地域防災計画において感震ブレーカーの普及推進について遗漏なく位置づけられたい。また、計画(例)を踏まえつつ、感震ブレーカーの普及推進に関する具体的な計画を策定することが重要である。
- 感震ブレーカーの普及推進にあたっては、感震ブレーカーの認知度や通電火災の危険性に対する認知度の向上について重点的な広報啓発に取り組むことが必要である。
- 防災関係部局や消防機関のみならず、福祉関係部局などの関係部局、電気関係事業者や住宅関係事業者等の関係者と連携し、普及推進体制を構築する必要があることから、火災予防や地震対策に係る既往の推進体制を基礎としつつ、関係者との協働体制として、各地域の実情に合わせた構成することが重要である。また、感震ブレーカーの普及推進に係る取組は、その進捗が地域によって様々であることから、各地域の実情に即した形で、可能なものから段階的に取組に着手、推進を図ることが重要である。
- 新築住宅に対しては分電盤タイプ(内蔵型)、既存住宅に対しては修繕の機会等を捉えて分電盤タイプ(後付型)の設置を進めるとともに、木造密集市街地等においては、必要に応じて簡易タイプやコンセントタイプも活用しながら速やかに設置を進めていくことが重要である。
- 各地域において、計画の策定後は、感震ブレーカーの設置状況について重点エリアを中心に適宜把握し、必要に応じて設置支援を行うなど、効果的な普及推進等の検討につなげることが重要である。

## 重点エリア等の設定

- 感震ブレーカーの普及にあっては、幅広い地域を対象とすることが望ましいが、地震時において火災の延焼の危険性が高い木造密集市街地等や、津波からの避難に伴い火災の発見遅れや消火活動が困難となるおそれがある津波浸水想定区域等については、出火防止の重要性を考慮し、重点エリアとして設定することが適当である。
- 具体的な重点エリアは市区町村が設定するものであるが、都道府県においては、市区町村が設定する重点エリアを把握するとともに、大規模地震の被害想定等に関する情報提供や、必要に応じて助言を行うことが重要である。

## ＜対象地域の目安（例）＞

重点エリアとして、例えば以下の地域が考えられる。こうした地域の実態に応じて重点エリアを設定する。

- ・家屋の倒壊や道路の遮断により消火活動が困難となる地域。
- ・都市計画法において「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」。
- ・大規模地震時に津波による浸水が想定されることにより消火活動が困難となる地域。
- ・その他、火災の発生時に消火困難・避難困難と想定される地域。

## ＜対象建物（例）＞

重点的に普及推進する対象とする建物について、例えば以下が考えられる。

- ・老朽化した木造建築物
- ・旧耐震基準の建物

## 設置状況の把握

- 各地域の重点エリアをはじめとする地域について、設置状況を把握し、地域の状況に合わせた普及推進方法の検討につなげる。設置状況の把握は、都道府県と市区町村が協力して実施する方法と、独自に実施する方法がある。結果については公表し、周知することが普及推進を図る上で効果的である。
- 調査方法が結果に影響する可能性があることを念頭に、調査手法を決定することが重要である。

### <設置状況の調査方法(例)>

- 1 調査対象地域: 全域／重点エリア
- 2 調査対象世帯: 全数調査／標本調査
- 3 調査実施主体: 都道府県／都道府県と市区町村が連携／外部の調査機関
- 4 調査内容: 感震ブレーカー設置の有無／設置している感震ブレーカーのタイプ等／住民における感震ブレーカーの認知度
- 5 調査手法: アンケート調査(郵送／インターネット)／戸別訪問にて聞き取り調査 等

## 計画的な普及推進

- 感震ブレーカーを計画的に普及推進するために、目標を設定して取り組むことも考えられる。目標設定にあたっては、地域における普及推進状況や、大規模災害の被災リスク等を考慮のうえ検討することが考えられる。
- これに当たり、例えば、火災の発生・延焼等の危険解消に優先的に取り組むべき地域における達成時期・設置率の目標値と、市内全域の目標値を切り分けて設定すること等が考えられる。

### <目標設定の例>

- ・重点エリア ○年までに設置率○%
- ・市内全域 △年までに設置率△%

# 火災予防条例（例）へ普及推進の位置づけ

## 火災予防条例(例)の改正

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布等について」(令和7年11月12日消防予第444号)により、火災予防条例(例)において、市町村における感震ブレーカーの普及の促進を明記した。

## 火災予防条例(例)(抜粋)

### ○火災予防条例(例)

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 ○○市(町・村)は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- 一 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進
- 二 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

2 ○○市(町・村)民は、住宅における火災の予防を推進するため、第29条の3第1項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれがあると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

# 南海トラフ基本計画における感震ブレーカーの記載

## 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（中央防災会議令和7年7月1日見直し）

### 第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策 第1節 地震対策 2 火災対策

○ 国、地方公共団体は、地震時における火災の発生を抑えるため、建築物の不燃化、耐震化を促進する。また、国、地方公共団体、関係事業者は、電気に起因する火災の発生を抑制するための感震ブレーカー等の普及について、特に木造住宅密集市街地等の重点的に普及を推進すべき地域の選定、安全灯や非常用電源との一体設置の必要性も含めた感震ブレーカーの有効性・信頼性を確保するための技術的検討、医療機関等の取扱い等について検討を行い、目標を設定して推進とともに、緊急地震速報等を利用した出火防止技術の開発、安全な電熱器具等の購入促進等の安全対策を促進する。

#### ② 電気に起因する出火の防止【内閣府、消防庁、経済産業省、国土交通省】

・ 大規模地震発生時における通電火災対策を含む電気に起因する出火の防止を図るために、感震ブレーカー等の普及を加速させる。特に危険性の高い木造住宅密集市街地については集中的な取組を行う。

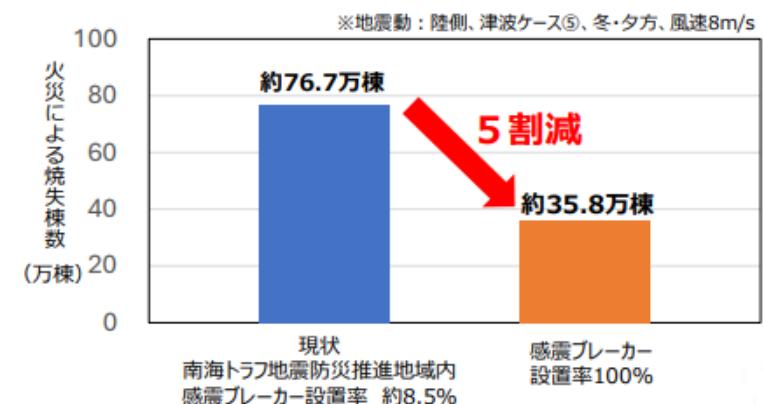
#### 【具体目標[1-2-②]】

★ 著しく危険な密集市街地の未解消地区を有する地方公共団体のうち、感震ブレーカーの設置に係る計画で定めた目標をハード対策と一体的に達成した団体の割合

<推進地域(市町村)> 0%【R6】→ 100%【R12】

#### 防災対策の効果試算

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる被害想定では、火災に対する主な防災対策として、南海トラフ地震防災推進地域内の感震ブレーカーの設置率 約8.5%が100%になった場合、火災による焼失棟数が5割減となると試算している。

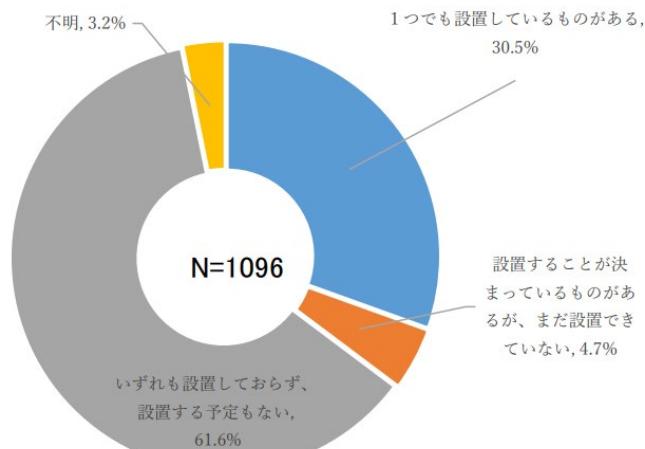


# 首都直下地震の被害想定における感震ブレーカーの記載

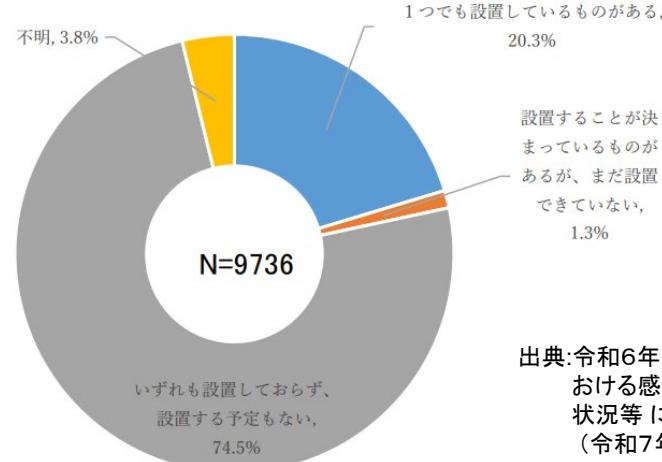
## 現状の設置率

・首都圏の住宅における感震ブレーカーの普及状況等に関する調査(令和6年・内閣府)

感震ブレーカー設置率 危険密集地域: **30.5%**(調査数1,096) 危険密集地域以外: **20.3%**(調査数9,736)



【危険密集市街地における感震ブレーカーの設置状況】



【危険密集市街地以外の地域における感震ブレーカーの設置状況】

## 防災対策の効果試算

・首都直下地震対策検討ワーキンググループによる被害想定では、火災に対する主な防火対策として、首都圏の住宅における感震ブレーカーの設置率が20%から50%になった場合に火災による焼失棟数が約3割減となり、100%になった場合、約7割減となると試算している。

### 都心南部直下地震

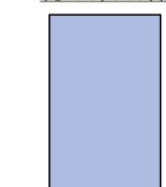
焼失棟数  
(棟)  
300,000  
250,000  
200,000  
150,000  
100,000  
50,000  
0

約268,000棟

現状

出典:都心南部直下地震の被害想定  
(令和7年12月19日)より作成

約193,000棟  
3割減



約74,000棟  
7割減



## 購入・取付の支援

# 感震ブレーカーの購入・取付支援

## (再掲)第1次国土強靭化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)

- 著しく危険な密集市街地の未解消地区（全国1,662ha（令和5年度末時点））を有する地方公共団体（全国15市区）のうち、**感震ブレーカーの設置に係る計画で定めた目標をハード対策と一体的に達成した団体の割合** 0%【R6】→100%【R12】

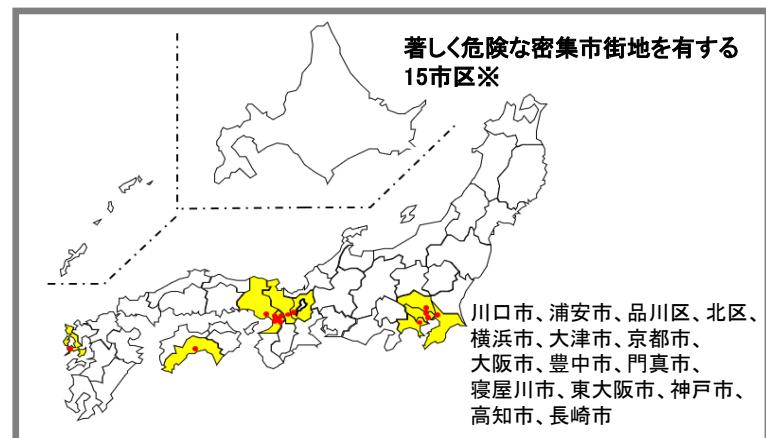
### 令和7年度補正予算

#### 【火災予防対策の推進】

- 著しく危険な密集市街地に対する感震ブレーカーの普及推進

**【新規】0.3億円**

- ・著しく危険な密集市街地を有する地方公共団体が、当該市街地に居住する者に対して感震ブレーカーの購入・取付について計画的に支援する場合に、その費用に対し支援を行う。



※「延焼危険性」、「避難困難性」を考慮しつつ、個々の地域特性を踏まえ、自治体が位置づけ

### 事業のイメージ

- 著しく危険な密集市街地の未解消地区（全国：1,662ha（令和5年度時点））を有する自治体（都道府県又は市区）に対し、自治体が当該市街地の住民に対し感震ブレーカーの購入・取付支援を行う際に要する費用の一部を支援する。（自治体への間接補助）
- 自治体において、感震ブレーカーの設置率の目標値を含む計画を立てることを要件とする。

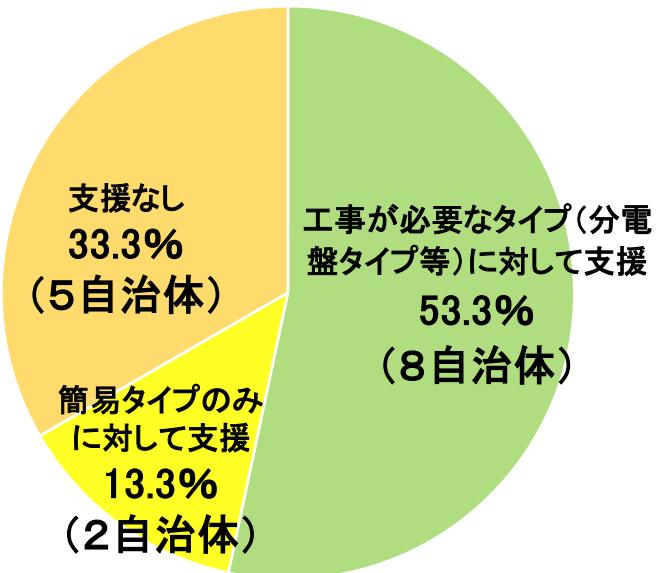


# 著しく危険な密集市街地を有する自治体の支援状況（令和8年1月時点）

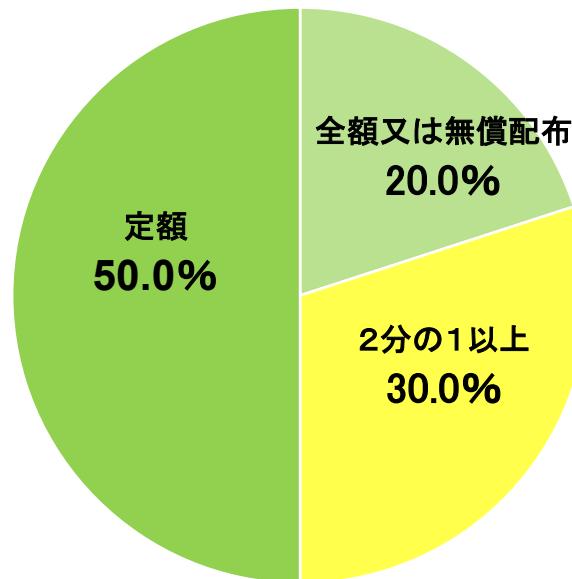
## 感震ブレーカーの取付支援状況、支援割合等

### ＜自治体の設置・購入支援タイプ別＞

15自治体



### ＜支援割合＞



※割合については、四捨五入により必ずしも合計値が100%とならないことがある  
自治体により複数のタイプや支援割合を対象としている

## 著しく危険な密集市街地を有する自治体への働きかけ

- 著しく危険な密集市街地を有する自治体のうち、支援事業を実施しているのは10自治体※。
- 消防庁では、著しく危険な密集市街地を有する自治体に対し、個別に状況をヒアリングするとともに、国費による補助事業の周知を行っているところ。引き続きフォローアップしていく。

※大阪府の自治体については、公益財団法人大阪府都市整備推進センターにより実施

1. 消防庁における感震ブレーカーに関する主な取組の全体像(イメージ)
2. 感震ブレーカーの普及推進に係る各取組状況
3. **自治体の取組に関するフォローアップ調査**
4. 自治体における先進的な取組事例
5. 令和8年度の取組方針(案)

# 感震ブレーカーの普及推進フォローアップ調査

## 調査の概要

- 感震ブレーカーの普及推進に関する取組状況や、取組を進めるうえでの課題等について、定期的な調査を実施し、自治体の取組をフォローするとともに、取組の参考となる事例の共有を目的として実施(回答期限:令和8年2月6日)。

## 今年度の調査内容

- 防災基本計画の改正を受け、地域防災計画に感震ブレーカーの設置推進を位置づたか。
  - 「感震ブレーカーの普及推進に関する計画の策定等について」を受けた自治体における普及計画の策定状況について、計画の内容(感震ブレーカーの設置目標値の設定状況等)について。
  - 火災予防条例(例)の改正を受け、自治体の火災予防条例を改正したか。
  - 自治体による感震ブレーカーの設置支援事業の有無や、事業詳細について。
  - 自治体による感震ブレーカーの普及啓発活動等の実施状況について。
  - その他、自治体による感震ブレーカーに関する先進的取組事例の収集。
- ※詳細は、参考資料1のとおり。

## 結果報告

- 調査結果をとりまとめ、本年度中に実施する住宅防火対策推進懇談会において報告、公表する予定。

1. 消防庁における感震ブレーカーに関する主な取組の全体像(イメージ)
2. 感震ブレーカーの普及推進に係る各取組状況
3. 自治体の取組に関するフォローアップ調査
4. **自治体における先進的な取組事例**
5. 令和8年度の取組方針(案)

# 取組事例①（名古屋市）

## 設置・購入に係る助成制度(令和7年度現在)

| 区分             | 分電盤タイプ  | 簡易タイプ等※1   |
|----------------|---|--|
| 主な木造住宅<br>密集地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置費の2分の1(上限4万円)</li> <li>・新築時の場合は一律1万円</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入費の全額(上限3千円)</li> <li>・高齢者のみ世帯等※2には無償の事前訪問相談、取付助成を実施</li> </ul> |
| その他地域          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置費の3分の1(上限2万6千円)</li> <li>・新築時の場合は一律6千円</li> </ul> | —  |

※1 簡易タイプ、コンセントタイプのうち、一般財団法人日本消防設備安全センターの推奨証の交付を受けているもの(一部を除く)

※2 65歳以上の方、障害者手帳の交付を受けている方、要介護者又は要支援者の方、中学生以下の方のみで構成されている世帯

## 主な木造住宅密集地域の設置促進の取り組み(令和6,7年度実績)

### (1)啓発物等の作成・送付

- 主な木造住宅密集地域に所在する全世帯(約33,000世帯)に対して、助成制度の案内及び啓発の内容を含めた冊子等を送付
- 感震ブレーカーの有用性及び助成内容を紹介するチラシを作成し、区役所・消防署に配架するほか、地域説明時やイベントでの啓発ブース出展時に配布
- 助成制度の申請期間の後半に、リマインドとして案内チラシを再度送付(R7のみ)

### (2)地域での啓発活動

- 関係学区連絡協議会での説明会等(19学区で37回実施)
- 関係学区での組回覧の依頼(6学区で実施)
- 関係学区等地域イベント(夏祭り、防災訓練等)での啓発活動等  
(学区関係団体等:24回実施、大規模商業店舗等:5回実施)
- 消防署の戸別訪問事業に同行した啓発活動(R6のみ)  
(682戸に訪問、236戸に説明、81件の助成申込)



【送付物】

## これまでの助成実績(平成29年度以降の累計) ※令和7年1月28日現在

- 分電盤タイプ: 主な木造住宅密集地域... 445件【平成29年度～】  
その他地域..... 2,992件【令和元年度～】
- 簡易タイプ等: 主な木造住宅密集地域... 4,993件【令和5年度～】



9年度間の取り組みで  
累計**約8,400戸**に助成

## 取組事例②（横浜市）

## 設置・購入に係る補助制度（令和7年度現在）

| 区分     | 簡易タイプ※1     | 取付支援                 |
|--------|-------------|----------------------|
| 重点対策地域 | ・無償         | ・高齢者・障害者世帯<br>への取付代行 |
| その他地域  | ・器具代を一部補助※2 |                      |

### 補助制度に関するチラシを工夫

- 対象世帯に対し、わかりやすい補助制度の案内及び啓発の内容を含めたチラシを用いて、戸別訪問や機器選定の相談会を実施。
  - チラシは感震ブレーカーの説明、対象となる機器や金額、対象地域等について詳細にわかりやすくまとめられており、申請用紙と一体化することで、申請しやすい工夫がされている。

**Step1** 自宅に「感震ブレーカー」がついているか確認 してみましょう

分電盤の近くに  
このような器具は  
ついていますか?

コンセントの近くに  
このような器具は  
ついていますか?

※上記のような外付け器具ではなく、分電盤直近に感震  
ブレーカーの電源が内蔵されているものもあります。

**Step2 感震ブレーカーを選ぶ**

感震ブレーカーを選ぶのに便利の方は、ぜひお気軽にご相談ください!

電話番号 0120-993-918  
メール: info-yokohama-kansai@funayama.co.jp

| 種類       | パネル式   | おま玉式  | コンセント差込式   |
|----------|--|---|--|
| 私生活      | ヤモリ  | ヤモリ・デ・セット   | KI感震センサー(アース線タイプ、3脚子タイプを追加)  |
| お風呂      |  |   |  |
| 洗面所      |  |   |  |
| 厨房       |  |   |  |
| 直営からで販売  | 幅 145 × 高 56 × 奥 55<br>(税込)価格 21,700円 TEL: 03-5798-7801                    | メーカーのホームページでご確認ください。  | 幅 59 × 高 34 × 奥 45<br>(税込)価格 17,000円 TEL: 03-3823-6220                     |
| 専用取扱店舗   | <b>無償</b>  | <b>無償</b>   | <b>無償</b>  |
| 直営対象地以外  | 直営専用価格 1,800円(税込・税抜)<br>(税込)価格 2,700円(税込・税抜)                               | 中古価格 1,700円(税込・税抜)  | 中古価格 3,900円(税込・税抜)   |
| スマート操作方法 | 「YAMORI」のアプリケーション  | 操作用のスマートフォン用アプリケーション  | 別途スマートフォン用アプリケーションが必要です  |
| 取り付け     | 簡単取付パッケージで簡単に設置。<br>直営専用の同梱タapeで、分電盤側に貼り付けます。                              | 感震センサのワイヤーをスマートフォンに接続する。本機<br>を専用取扱店舗の同梱タapeで、分電盤側に貼り付けます。<br>また専用取扱店舗の専用アプリケーションをスマートフォンに<br>接続する。本機を専用取扱店舗の専用タapeで、分電盤側に貼り付けます。 | 専用取扱店舗の専用タapeで、分電盤側に貼り付けます。  |
| 運搬までの手順  | いざげる。運搬は西日本、東北   | ・本機を運搬する際は、必ず<br>・荷物を運搬する際は、必ず<br>・ふたを必ず開けた状態で運搬しない<br>・運搬する際は、必ず荷物を運搬しない   | ・荷物を運搬する際は、必ず<br>・荷物を運搬する際は、必ず<br>・ふたを必ず開けた状態で運搬しない<br>・運搬する際は、必ず荷物を運搬しない  |
| 注意点      | ・複数台を同時に運搬する場合<br>・荷物を運搬する際は、必ず<br>・ふたを必ず開けた状態で運搬しない<br>・運搬する際は、必ず荷物を運搬しない | ・複数台を同時に運搬する場合<br>・荷物を運搬する際は、必ず<br>・ふたを必ず開けた状態で運搬しない<br>・運搬する際は、必ず荷物を運搬しない  | ・複数台を同時に運搬する場合<br>・荷物を運搬する際は、必ず<br>・ふたを必ず開けた状態で運搬しない<br>・運搬する際は、必ず荷物を運搬しない |

**器具選びの注意点**

ご自宅の電気機器(パソコンなどの状況によって、設置可能な感震ブレーカー(認定タイプ)は異なります)。

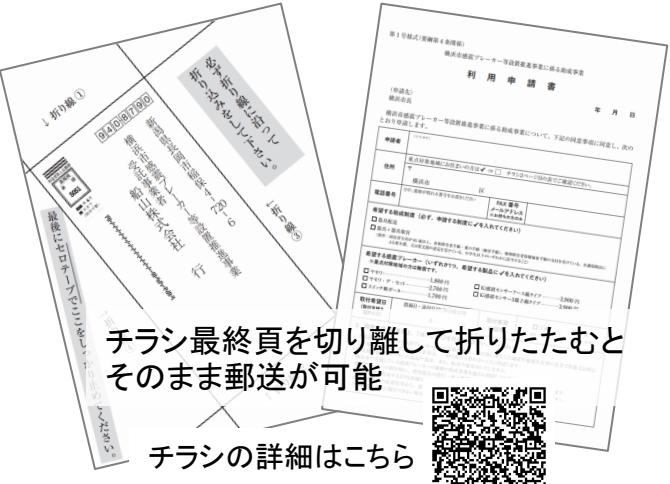
- 感震ブレーカー(スマート)が完全に見えない  
なるかがわかるかどうか?
- ブレーカースイッチの裏面にスペースがあるか  
どうか?
- 感震ブレーカーが付いているかどうか?
- コンセントにアース端子があるかどうか?

**Check Point!**

分電盤

アンペア  
感震断路

※1 簡易タイプのうち、設置推進事業のご案内に記載されている対象機器  
※2 簡易タイプの機器に応じた金額を申請者に機器費用の一部として負担してもらう



チラシ最終頁を切り離して折りたたむと  
そのまま郵送が可能



# 取組事例③（鳥取県）

## 鳥取県の取組

- 「鳥取県震災対策アクションプラン」策定（平成22年12月）
  - ・10年間での目標値（延焼が想定される住宅密集地域への設置率17%（H31時点）⇒50%（R10））設定
  - ・鳥取県地域防災計画に減災目標を明記
- 「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」制定（平成21年7月）
  - ・平成21年7月制定時より建築物の耐震改修の促進について規定
  - ・令和6年7月改正により感震ブレーカーの導入等について、県民の責務（役割）としてより明確化
- 市町村に対する補助制度創設（令和6年7月）
  - ・補助率：市町村負担額の1/2（対象経費の1/3を限度）、補助上限金額：0.7～2万円/件等  
補助対象経費：感震ブレーカー設置経費
- 鳥取県感震ブレーカー普及協議会の発足（令和6年7月）
- 設置状況調査（電子アンケート等）
- 県内防災士対象アンケート（認知度、設置状況、設置希望タイプ等）

## 取組の進捗

- 鳥取県ホームページ上に「鳥取県感震ブレーカー普及協議会」を常設し、県内市町村やパートナー団体と連携協力し情報提供を行う  
⇒昨年度会議発足時のパートナー数39団体から48団体へ増加
- 市町村による補助制度創設の検討  
⇒補助実施自治体（県内19市町村中）15市町村（令和6年度末時点）→18市町村（令和7年度1月時点）  
※未実施の自治体についても実施に向けて前向きに検討中

1. 消防庁における感震ブレーカーに関する主な取組の全体像(イメージ)
2. 感震ブレーカーの普及推進に係る各取組状況
3. 自治体の取組に関するフォローアップ調査
4. 自治体における先進的な取組事例
5. 令和8年度の取組方針(案)

# 令和8年度の取組方針（案）

## ○自治体の取組に関する継続的なフォローアップの実施

⇒全国の自治体における感震ブレーカーの普及推進に向けた計画の策定状況  
( 地域防災計画の修正状況、重点地域の設定状況等)等についてフォローアップ調査を行うとともに、自治体の状況に応じて計画の策定に向けたアドバイス等を定期的に実施。

## ○著しく危険な密集市街地における設置推進

⇒著しく危険な密集市街地を有する自治体における取組状況を個別に把握し、国費による補助制度も活用しつつ、重点的に取組をサポートする。  
⇒上記の取組で得られたノウハウを他地域へ水平展開

## ○新築住宅等における普及推進

⇒関係省庁及び関係事業者団体と連携し、新築住宅等への感震ブレーカーの設置推進を図る。